

産業廃棄物処分業者に対する

報告制度が開始されます

対象 特定産業廃棄物処分業者

期限 毎年6月30日まで

内容 処分と再資源化の数量

公表 国が報告内容を公表

令和7年11月21日に資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律（**再資源化事業等高度化法**）が全面施行され、新たに報告制度が創設されました。

再資源化状況の報告・公表をととして、動静脈マッチング創出を目指します。

報告制度についてはコチラ ▶



対象

誰が報告するのか

産業廃棄物処分業者のうち、法人単位で

産業廃棄物の処分*の数量が **10,000 t以上**

または 廃プラスチック類の処分*の数量が **1,500 t以上**

*再生を含み、埋立処分及び海洋投入処分を除く。

特定産業廃棄物処分業者以外の廃棄物処分業者も **任意報告可能**

期限

いつ・どうやって報告するのか

報告期限：**毎年6月30日**までに、
前年度分実績を報告

報告方法：報告・公表システム又は紙面による報告

未対応：20万円以下の過料となる場合があります。

令和8年4月1日より開通します

報告・公表制度専用コールセンター

TEL : 03-4355-0160

(平日10:00~12:00/13:00~17:00)

MAIL : info@sanpainet.or.jp



環境省

裏面で
該当性を
チェック

特定産業廃棄物処分業者の該当性判断フローチャート

産業廃棄物処分業(※1)の許可を受けて
産業廃棄物を処分していますか？

はい

※1
特別管理産業廃棄物処分業を除く。

いいえ

産業廃棄物処分業者として委託を受けて
前年度に処分した量が基準値(※2)以上ですか？

はい

※2 基準値
処分(*)を行った数量が法人単位で下記のいずれかに該当する場合
(*)再生を含み、埋立処分及び海洋投入処分を除く。

- 産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を除く。）
の数量が10,000 t以上
- または
- 廃プラスチック類の数量が1,500 t以上

いいえ

特定産業廃棄物処分業者に該当するため、
報告をしていただく必要があります。

報告・公表システム等により
毎年6月30日までに報告

報告の義務はありません。
(任意での報告は可能です。)

報告・公表システム等により
毎年6月30日までに任意報告

産業廃棄物の種類及び処分の方法の区分ごとに、その**処分を行った産業廃棄物の数量**及びその**再資源化を実施した産業廃棄物の数量**を報告。(※3)

国による公表(※4)

※4
公表により「権利・競争上の地位その他
正当な利益」が害されるおそれがある場
合は、数量などの詳細情報の代わりに
「再資源化率（割合）」で公表するよう
請求できます。

※3
報告する廃棄物の種類は、以下の廃棄物も含みます。
・特別管理産業廃棄物
・自ら処理した産業廃棄物

報告する廃棄物の処分の方法は、以下の処分方法も
含みます。
・埋立処分及び海洋投入処分

報告必須項目

<報告・公表制度のイメージ>

任意項目

社名	場所	産業廃棄物の種類	処分方法	処分量	再資源化量	再生材の性状	自由記述
A社	●県▲市	廃プラスチック	破碎等	1,000トン	1,000トン	PP70%、パレット	
			焼却	1,500トン	0トン	—	再資源化不適物のみ焼却
	●県△市	がれき類	破碎	10,000トン	4,000トン	骨材代替品	
B社	□県○市	廃プラスチック	破碎	3,000トン	1,500トン	PS、PP、PE	残渣は二次委託
C社	■県◇町	廃プラスチック	約24% (権利利益の保護請求が認められた場合)				

制度開始初年度である令和8年度（令和7年度実績）報告は**再資源化を実施した産業廃棄物の数量を「不明」と回答しても差し支えありません。**